

株式会社 J-オイルミルズ

証券コード：2613

第21回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2023年6月26日（月曜日）
午後3時（受付開始 午後2時）

開催
場所

東京都港区六本木6丁目10番3号
グランドハイアット 東京
2階 コリアンダー

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬制度一部改定の件

議決権
行使期限

2023年6月23日（金曜日）
午後5時35分まで

- 株主総会会場へのご来場は、新型コロナウイルス感染症の状況をご確認のうえ、健康と安全の観点からご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ライブ配信で株主総会をご覧いただけます。議決権の行使につきましては、書面またはインターネットによる事前行使のご利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご提供はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。





代表取締役社長執行役員

佐藤 達也

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

第21期（2022年度）は、前年度から続いた歴史的な原料高や新型コロナウイルス感染症の長期化、世界情勢の影響などを受け、第六期中期経営計画の見直しをおこない、基幹の油脂事業の立て直しや新領域への挑戦に注力してまいりました。しかしながら、激しく移り変わる市場環境を乗り越えるには及ばず、業績面は期初予想を下回る結果となりました。

2023年度は、商品ポートフォリオの改善や「おいしさ×健康×低負荷」を提供する高付加価値品拡大による収益力改善、構造改革による基盤強化、海外事業の推進や新たな価値創造への取り組みを全力で推し進めます。また、業績回復に加え、食品会社として、食の安定供給の責任を果たし、社会課題の解決に貢献することで、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今度とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2023年6月

目次

ご挨拶	1	事業報告	25	連結計算書類	46
第21回定時株主総会招集ご通知	2	① 当社グループの現況に関する事項	25	計算書類	48
議決権行使方法のご案内		② 会社の株式に関する事項	37	監査報告書	50
インターネットによる議決権行使のご案内		③ 会社役員に関する事項	39	株主メモ	56
ライブ配信および事前のご質問受付についてのご案内		④ 会計監査人の状況	45		
株主総会参考書類	8				
決議事項					
第1号議案	取締役8名選任の件				
第2号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件				

証券コード：2613 2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株式会社 J-オイルミルズ

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.j-oil.com/ir/stock_information/general_meeting.html



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月23日（金曜日）午後5時35分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2023年6月26日（月曜日）午後3時 ※受付開始時刻は午後2時となります。
2 場 所	東京都港区六本木6丁目10番3号 グランド ハイアット 東京 2階 コリアンダー
3 会議の 目的事項	報告事項 第21期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件

■ 株主総会に関するご留意事項

- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」ならびに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、書面交付請求をされた株主さまに送付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、前記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

■ 議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年6月26日（月曜日）
午後3時

株主総会にご出席いただけない場合



郵送

議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月23日（金曜日）
午後5時35分到着分まで

インターネットによる議決権行使



後記（4～5ページ）のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2023年6月23日(金曜日)午後5時35分まで

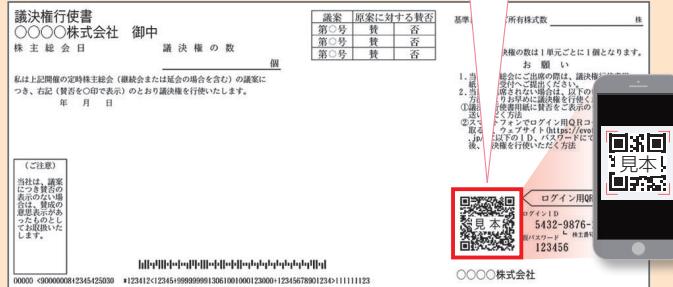


スマートフォンの場合：QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

「ログイン用QRコード」はこちら



*QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使書副票（右側）

機関投資家の皆さまへ

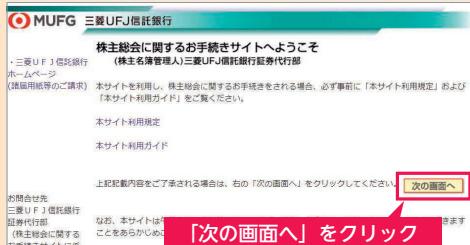
株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



パソコン等による方法

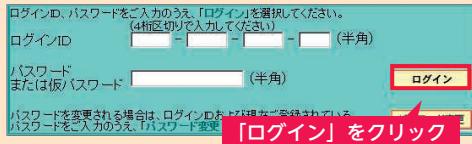
1

議決権行使ウェブサイトへアクセスする



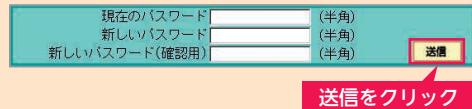
2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



■ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料) 受付時間：9：00～21：00



ライブ配信および事前のご質問受付についてのご案内

株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネット参加によるライブ配信を行います。

また、株主さまより本総会の目的事項に関する事前のご質問もお受けいたします。

ライブ配信のご視聴方法

1 ライブ配信日時

2023年6月26日（月曜日）午後3時から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、本総会開始時刻の30分前（午後2時30分）頃よりアクセス可能です。

2 株主さま専用サイトへアクセス

- 1 議決権行使書用紙の裏面に記載の株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下、本サイト）へアクセスのうえ、ご利用ください。
- 2 スマートフォン等によりQRコードを読み込むことによりログインすることができます。
- 3 スマートフォン等をご利用されない場合は、<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>にアクセスいただき、議決権行使書用紙の裏面に記載されているログインIDとパスワードをご入力いただくことでログインすることも可能です。



株主さま認証画面（ログイン画面）



同封の議決権行使書裏面（イメージ）

※Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください

3 ライブ配信のご視聴方法

株主総会当日に本サイトへログイン後、画面に表示されている  当日ライブ視聴 > ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約にご同意のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

4 ご留意事項

- ① ライブ配信で株主総会をご覧いただく株主さまは、会社法で定める出席者とはみなされず、議決権行使や動議、会社法上の質問はできません。従いまして、当日は議決権を行使できませんので2023年6月23日（金曜日）午後5時35分までに書面、またはインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ② システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ ライブ配信ご利用に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の費用は、株主さまのご負担とさせていただきます。
- ④ 通信環境やシステム障害等により株主さまが受けた被害については、当社は責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ⑤ ライブ配信のご利用は、2023年3月31日時点における当社株主名簿に記載された株主さまのみとさせていただきます。映像や音声データの録画・録音、第三者への提供・公開等やご視聴方法を第三者に伝えることはご遠慮ください。
- ⑥ ライブ配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがあります。

事前のご質問のご登録方法

1 事前のご質問受付期間

本招集ご通知到着時から2023年6月19日（月曜日）午後5時まで

2 ご登録方法

- 1 本サイトにログイン後（前頁ご参照）、画面に表示されている  ボタンをクリックしてください。
- 2 画面の案内に従い、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約にご同意のうえ、「**確認画面へ**」ボタンをクリックしてください。
- 3 ご質問内容等をご確認後、「**送信**」ボタンをクリックしてください。

※ご質問は本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主さまのご関心が高いと思われるものについて、本総会当日にご回答させていただく予定です。なお、頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。

本サイトに関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808

（受付時間：2023年6月5日～6月26日（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	 さとう たつや 佐藤 達也	再任 代表取締役社長執行役員
2	 かみごうち たけし 上垣内 猛	再任 取締役 専務執行役員
3	 まつもと えいぞう 松本 英三	再任 取締役 常務執行役員
4	 さ さ き たつや 佐々木 達哉	再任 社外 社外取締役
5	 わたなべ おさむ 渡部 修	新任 社外 —
6	 いしだ ゆうごう 石田 友豪	再任 社外 社外 独立 社外取締役
7	 こいで ひろこ 小出 寛子	再任 社外 社外 独立 社外取締役
8	 かめおか つよし 亀岡 剛	再任 社外 社外 独立 社外取締役

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 佐々木達哉、渡部修、石田友豪、小出寛子および亀岡剛の5氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 石田友豪、小出寛子および亀岡剛の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
 4. 当社は、佐々木達哉、石田友豪、小出寛子および亀岡剛の4氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。4氏の選任が承認された場合、当社は4氏との間で、同契約を継続する予定であります。渡部修氏が選任された場合、当社は同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等は、填補対象外としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者
番号

1 さとう たつや 佐藤 達也

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 味の素株式会社入社
- 2016年7月 味の素ノースアメリカ社社長
- 2017年6月 味の素株式会社理事
- 2018年7月 同社北米本部長
- 2018年7月 味の素ヘルス・アンド・ニュートリション・ノースアメリカ社社長
- 2019年6月 味の素株式会社常務執行役員
- 2021年4月 当社専務執行役員コーポレート管掌
- 2021年6月 当社取締役
- 2021年7月 当社コーポレート本部長（現任）
- 2022年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

味の素株式会社において、海外を中心として、食品事業の他にも多岐にわたる事業に携わり、広く海外事業および会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、取締役候補者としたものであります。

生年月日

1959年8月26日生

取締役在任期間
(本総会終結時)

2年

所有する当社の株式数

1,800株

取締役会出席状況

18回/18回
(100%)



候補者
番号

2 かみごうち たけし 上垣内 猛

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年4月 日本リーバ(現ユニリーバ・ジャパン)株式会社入社
- 1999年4月 同社CFO
- 2003年1月 ユニリーバ・アジア食品事業部SVPファイナンス
- 2006年4月 ユニリーバ・ジャパン株式会社COO兼CFO(日本・韓国担当)
- 2012年4月 ウォルマート・ジャパン株式会社(西友)SVP店舗運営本部
- 2015年5月 同社CEO
- 2018年4月 サンスタースイスSA CEO グローバル消費財事業部
- 2021年7月 当社コーポレート本部エグゼクティブ・フェロー
- 2021年12月 当社専務執行役員油脂事業本部長補佐
- 2022年4月 当社専務執行役員油脂事業本部長（現任）
- 2022年6月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

ユニリーバ・ジャパンやウォルマート・ジャパン等のグローバル企業において長く会社経営を担い、グローバル事業および会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、取締役候補者としたものであります。

生年月日

1964年7月13日生

取締役在任期間
(本総会終結時)

1年

所有する当社の株式数

1,800株

取締役会出席状況

14回/14回
(100%)

※取締役就任後



候補者
番号 **3** まつもと えいぞう
松本 英三

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年4月 味の素株式会社入社
- 2011年7月 同社バイオファイン研究所プロセス工業化研究室長
- 2015年4月 内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）
- 2017年6月 当社顧問
- 2017年6月 当社取締役（現任）
- 2017年6月 当社常務執行役員（現任）
- 2018年7月 当社生産・技術開発管掌（現任）

取締役候補者とした理由

味の素株式会社において、食品素材・医薬品素材等の工業化研究に携わり、2015年から約2年間は内閣府大臣官房審議官として職責を全うするなど、幅広い素材の工業化研究全般に関する豊富な経験と深い見識を有しております。以上により、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

生年月日

1961年1月25日生

取締役在任期間
(本総会終結時)

6年

所有する当社の株式数

8,700株

取締役会出席状況

18回/18回
(100%)



候補者
番号 **4** さ さ き たつや
佐々木 達哉

再任 社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年4月 味の素株式会社入社
- 2011年1月 同社ニュートリションケア部長
- 2013年7月 同社経営企画部長
- 2017年6月 同社執行役員
- 2019年6月 同社常務執行役員
- 2019年7月 同社ラテンアメリカ本部長兼ブラジル味の素取締役社長
- 2021年6月 同社執行役常務
- 2022年4月 同社執行役専務（現任）
- 2022年4月 同社グローバルコーポレート本部長兼コーポレートサービス本部長
- 2022年6月 同社取締役（現任）
- 2022年6月 当社社外取締役（現任）
- 2022年11月 味の素株式会社ダイバーシティ・人財担当
- 2023年4月 同社コーポレート本部長（現任）

(重要な兼職の状況)

味の素株式会社 取締役執行役専務 コーポレート本部長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

味の素株式会社において、海外も含めた食品事業等に携わり、広く食品事業および会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、社外取締役候補者としたものであります。

生年月日

1963年6月25日生

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

1年

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

14回/14回
(100%)

※取締役就任後



候補者
番号

5 わたなべ おさむ
渡部 修

新任 社外

生年月日

1971年11月6日生

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

—

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1994年4月 三井物産株式会社入社
- 2006年12月 MITSUI & CO.(Asia & Pacific) Pte Ltd
Kuala Lumpur Branch, Produce & Provisions Division
Deputy General Manager
- 2012年7月 三井物産株式会社金属資源本部メタル事業部東陽光事業推進室長
- 2014年1月 同社食糧本部穀物事業第二部マルチグレイン推進室長
- 2017年4月 かどや製油株式会社海外営業部長
- 2019年7月 同社執行役員海外営業部長
- 2020年8月 MITSUI & CO.(Malaysia) Sdn Bhd
General Manager Food and Retail Business Division
- 2021年4月 三井物産株式会社食料本部油脂・主食事業部長
- 2021年6月 フィード・ワン株式会社社外取締役 (2023年6月退任予定)
- 2021年12月 三井物産株式会社食料本部油脂・加工素材ソリューション事業部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

三井物産株式会社 食料本部油脂・加工素材ソリューション事業部長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

三井物産株式会社において、海外および油脂を含む食品等の事業に携わり、広く海外事業および食品事業等に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、社外取締役候補者としたものであります。



候補者
番号

6 いしだ ゆうご
石田 友豪

再任 社外 独立

生年月日

1957年1月1日生

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

4年

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

17回/18回
(94%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年4月 野村證券株式会社入社
- 1997年11月 ノムラ・イタリア・S.I.M.p.A. 代表取締役社長
- 2004年4月 野村ホールディングス株式会社執行役
- 2005年4月 ノムラ・ヨーロッパホールディングスplc 取締役社長・CEO
- 2008年4月 野村ホールディングス株式会社常務執行役
- 2009年4月 野村アセットマネジメント株式会社執行役専務
- 2011年6月 同社取締役・COO兼執行役社長 (2012年8月退任)
- 2014年1月 ラザード・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長 (現任)
- 2019年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

ラザード・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

証券会社・資産運用会社において、国内外の金融に携わると共に会社経営を担い、資本市場および会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号7 こいで ひろこ
小出 寛子

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年9月 J.ウォルター・トンプソン・ジャパン株式会社（現WundermanThompsonTokyo合同会社）入社
- 1993年5月 日本リーバ株式会社（現ユニリーバ・ジャパン株式会社）入社
- 2001年4月 同社取締役（2006年3月退任）
- 2006年4月 マスターフーズリミテッド（現マースジャパンリミテッド）マーケティング統括本部長
- 2008年4月 同社チーフ・オペレーティング・オフィサー（2010年8月退任）
- 2010年11月 パルファン・クリスチャン・ディオール・ジャポン株式会社代表取締役社長（2012年1月退任）
- 2013年1月 キリン株式会社社外取締役（2018年3月退任）
- 2013年4月 ニューウェル・ラバーメイド・インコーポレーテッド(米国)（現ニューウェル・ブランズ・インコーポレーテッド(米国)）グローバル・マーケティング シニア・ヴァイス・プレジデント（2018年2月退任）
- 2016年6月 三菱電機株式会社社外取締役（現任）
- 2018年4月 ヴィセラ・ジャパン株式会社取締役（2019年3月退任）
- 2019年6月 本田技研工業株式会社社外取締役（2021年6月退任）
- 2019年6月 当社社外取締役（現任）
- 2021年5月 J. フロント リテイリング株式会社社外取締役（現任）
- 2022年11月 株式会社ニューポート社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

- 三菱電機株式会社 社外取締役
- J. フロント リテイリング株式会社 社外取締役
- 株式会社ニューポート 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

多様なグローバル企業において、マーケティングに携わると共に会社経営を担い、グローバル事業、マーケティングおよび会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 小出寛子氏が社外取締役を務めている三菱電機株式会社において、同氏の社外取締役在任中に、複数の製造拠点で品質に関わる不適切事案が判明しました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃より取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起を行ってまいりました。当該事実の認識後は、取締役会等において、全容解明・原因究明のための徹底した調査・再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について指示等を行っております。

生年月日

1957年8月10日生

社外取締役在任期間 (本総会終結時)

4年

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

17回／18回
(94%)



生年月日

1956年10月18日生

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

1年

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

13回／14回
(93%)

※取締役就任後

候補者
番号

8 かめおか つよし
亀岡 剛

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年4月 シェル石油株式会社入社
- 2003年4月 昭和シェル石油株式会社製品貿易部長
- 2005年5月 同社理事近畿支店長
- 2006年3月 同社執行役員近畿支店長
- 2008年11月 同社執行役員本社販売部長
- 2009年3月 同社常務執行役員
- 2013年3月 同社執行役員副社長石油事業COO
- 2015年3月 同社代表取締役社長グループCEO (2019年4月退任)
- 2019年4月 出光興産株式会社代表取締役副会長執行役員 (2020年6月退任)
- 2020年6月 同社特別顧問
- 2021年6月 川崎汽船株式会社社外取締役 (2023年6月退任予定)
- 2022年6月 当社社外取締役 (現任)
- 2023年6月 双日株式会社社外取締役 (予定)

(重要な兼職の状況)

双日株式会社 社外取締役 (予定)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

昭和シェル石油株式会社の代表取締役社長など長く会社経営を担い、会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、社外取締役候補者としたものであります。

(ご参考①) 本総会終了後の取締役および監査役の専門性等 (スキル・マトリックス)

当社は、中期経営計画を実現するために必要なスキル・専門性等の組み合わせとして、「企業経営」「財務会計／ファイナンス (M&A)」「セールス／マーケティング」「研究開発／生産」「グローバル」「法務・コンプライアンス／サステナビリティ」「人的資本／組織開発」の7項目を重視しています。

氏名	地位	企業経営	財務会計／ ファイナンス (M&A)	セールス／ マーケティング	研究開発／ 生産	グローバル	法務・ コンプライアンス/ サステナビリティ	人的資本／ 組織開発
佐藤 達也	代表取締役 社長執行役員	◎		◎		◎		○
上垣内 猛	取締役 専務執行役員	◎	◎	○	○	◎	○	
松本 英三	取締役 常務執行役員	◎			◎	◎	◎	
佐々木 達哉	社外取締役	◎		○		◎	◎	
渡部 修	社外取締役	○	○	◎		◎		
石田 友豪	社外取締役	◎	○	◎		◎		
小出 寛子	社外取締役	◎		◎		◎		○
亀岡 剛	社外取締役	◎		◎		◎	◎	◎
小松 俊一	監査役 (常勤)	◎		◎		◎		
野崎 晃	監査役						◎	
武藤 章	社外監査役	○	◎				◎	
水谷 英滋	社外監査役		◎			○		

- (注) 1. ○は各項目に該当する見識を保有する領域を、◎は見識に加えて経験を保有する領域を示しています。
2. なお、◎・○は、当社における優先度が高いもの合計6つを上限として付しており、有する全ての知見を表すものではありません。

(ご参考②) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役・社外監査役の独立性については、以下の各号の該当の有無を確認の上で判断いたします。

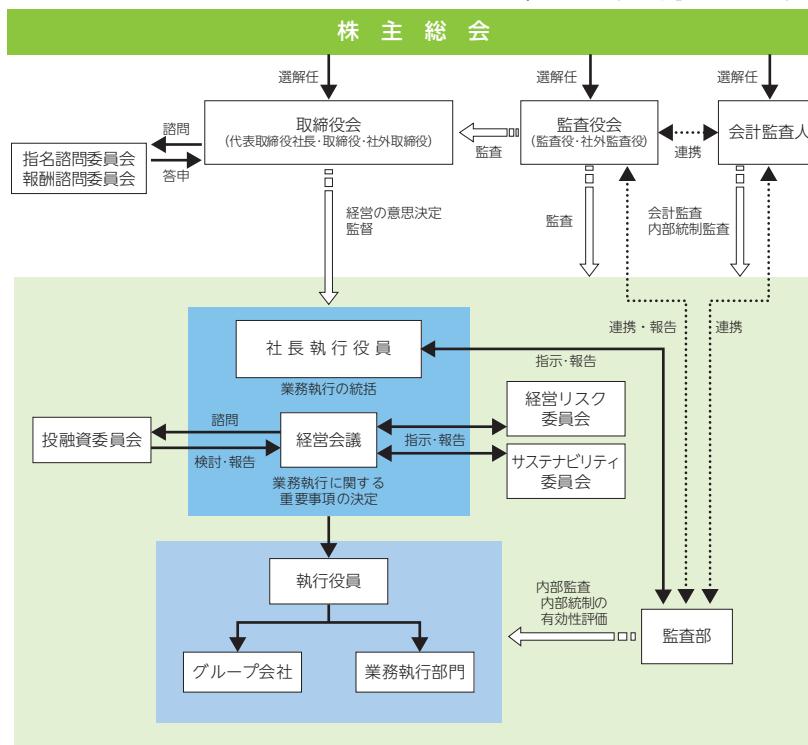
1. 当社グループの業務執行者 または 出身者
(※1)「当社グループ」とは、当社 および その連結子会社をいう。
(※2)「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
(※3)「出身者」とは、勤務経験のある使用人・従業員をいう。
2. 当社の主要株主 または その業務執行者
(※4)「主要株主」とは、10%以上の議決権を保有する者をいう。
3. 当社が主要株主である企業等の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者 または その業務執行者
(※5)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループへの売上高が2%以上ある取引先をいう。
5. 当社グループの主要な取引先 または その業務執行者
(※6)「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループの連結売上高が2%以上ある取引先をいう。
6. 当社グループの主要な借入先 または その業務執行者
(※7)「当社グループの主要な借入先」とは、当社の事業年度末の借入金残高が連結総資産の2%以上ある借入先（金融機関）をいう。
7. 当社の会計監査人 または そこに所属する者
8. 当社から役員報酬以外に年間1千万円以上の金銭・その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
9. 当社グループから年間1千万円以上の寄付を受けている者 または その業務執行者
10. 社外役員の相互就任関係先の業務執行者
11. 過去に上記「1.」に該当していた者 および 過去3年間に上記「2.」から「10.」のいずれかに該当していた者
12. 上記「1.」から「11.」のいずれかに該当する者の配偶者 または 2親等以内の親族
13. 前各号の他、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事由がある。

(ご参考③) コーポレート・ガバナンス

1. コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は、以下の通りであります。

(2023年3月31日現在)



2. 諮問委員会

当社は、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。

- ・指名諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員を選解任案等を審議し、取締役会に答申します。その構成は、独立社外取締役3名および社内取締役1名から成ります。
- ・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の報酬案を審議し、取締役会に答申します。その構成は、独立社外取締役3名、社内取締役1名および社内監査役1名から成ります。

3. その他の委員会

当社は、以下の委員会を設置しております。

- ・経営リスク委員会は、経営に影響を及ぼす可能性のある潜在的なリスク、コンプライアンス違反等の危機（顕在化したリスク）およびクライシス（重大な危機）に総合的かつ迅速に対応し、その予防と影響の低減を図ることを目的としており、その傘下には、「コンプライアンス部会」と「リスクマネジメント部会」を設置し、従業員のコンプライアンス意識の向上や違反への対処、リスクの想定と予防、危機への対応等に取り組んでいます。
- ・サステナビリティ委員会は、企業理念に連動するサステナビリティの考え方を事業活動に落とし込み、必要な議論を行うことを目的としており、サプライチェーン全体での気候変動対策を最重要事項と位置づけ、調達から生産、物流、販売まで全社横断的に環境負荷の低減やサステナビリティの課題を共有し、課題解決に取り組んでいます。
- ・投融資委員会は、経営会議の諮問機関として、投融資・企業提携等の実施およびフォローアップ、ならびに、不採算事業の確定および再生について多面的に検討し、経営会議の審議に資することを目的としており、各案件に関する企業理念や経営計画等との整合性、投資計画や国内外の法令との適合性、安全・環境・品質等の確保等を踏まえ、内容、課題、必要性、リスク、資金計画、PMI 等の運営体制、優先度等につき全社的観点から検討を行っています。

第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役および執行役員（社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T（= Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を一部改定（以下「本改定」といいます。）することについて、ご承認をお願いするものです。

当社は、2017年6月22日開催の第15回定時株主総会における本制度に関する承認決議に基づいて本制度を導入し、その後、2021年6月24日開催の第19回定時株主総会における本制度の改定に関する承認決議（以下、「原決議」といいます。）に基づいて本制度の改定を行い、現在に至ります。本制度は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

今般、取締役等が株主との価値共有をより高め、企業価値向上への動機づけや株主との連帯を強めるため、本制度に係る対象期間ならびに取締役等に給付される当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）の数の上限を改定することについて改めてご承認をいただきたく存じます。

本議案は、2020年6月25日付の株主総会決議に基づく取締役の報酬枠（年額4億5千万円以内。ただし使用人給与分は含みません。（うち社外取締役分年額5千万円以内））とは別枠で、本制度に基づく株式報酬を取締役等に対して支給するため、原決議においてご承認いただきました報酬制度の一部改定についてのご承認をお願いするものです。なお、本改定後の本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本改定につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の審議を経ており、本議案をご承認いただいた後、本定時株主総会後の取締役会において決議を予定しております当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲をご参照ください）とも合致していることから、当社としては、本議案の内容は相当であると考えております。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名ですが、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

なお、本改定後も、取締役等に付与されたポイントに基づく当社株式等の給付は、原

則として退任時とすることに変更はございません。

また、本改定に伴い、改定時点において在任中の取締役等に対し、2022年3月末日で終了した事業年度および2023年3月末日で終了した事業年度に関して取締役等に一次的に付与されたポイントは、2022年3月末日で終了した事業年度および2023年3月末日で終了した事業年度の業績に応じて予め定められた評価係数（0.0～1.50の範囲）を乗じることにより調整し確定されます（以下、このように算出されたポイント数を「改定前確定ポイント数」といいます。）。

2. 本改定の内容（本制度にかかる報酬等の額の算定方法および内容）

従前の本制度の内容を以下の通り一部改定します。

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得し、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時とします。

（2）信託金額

当社は、第15回定時株主総会でご承認いただいた範囲内で、2018年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの4事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、700百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式34万9,800株（2021年4月1日付で実施した株式分割を反映した株式数）を取得しております。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、本改定後の当初の対象期間を2022年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの6事業年度（以下、当該6事業年度の期間を、「改定後当初対象期間」といい、改定後当初対象期間の経過後に開始する、各中期経営計画の対象期間と一致する期間として取締役会が都度定める期間（最短3事業年度、最長6事業年度とします。）をそれぞれ「対象期間（改定後）」といいます。）とします。当社は、改定後当初対象期間に関し、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数が不足

することが見込まれる状況に至った場合、当該必要数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。また、改定後当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間（改定後）ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は対象期間（改定後）における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(3) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（2）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、下記（4）の通り、取締役等に付与されるポイントの上限は、1事業年度あたり130,000ポイントとなります。

これに伴い、改定後当初対象期間については、残存期間が4年であること、および現時点において本信託に残存している、ポイント未付与の当社株式数が264,100株であることを勘案すると、今後、改定後当初対象期間に本信託が取得する株式数の上限は255,900株となり、ご参考として、2023年5月17日の終値1,598円を乗じた場合、株式取得資金は約408百万円となります。

(4) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、2024年3月末日で終了する事業年度以降の各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントに、当該事業年度の業績に応じて予め定められた評価係数（0.0～2.00の範囲）を乗じることにより確定したポイントが付与されます（以下、このように算出されたポイント数を「改定後確定ポイント数」といいます。）。取締役に対し、各事業年度につき付与されるポイント数の最大値の合計は85,000ポイントを上限とし、執行役員に対し、各事業年度につき付与されるポイント数の合計は45,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考

慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（５）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（130,000株）の発行済株式総数（2023年３月31日現在の発行済株式総数から自己株式控除した発行済株式総数）に対する割合は約0.4%であります。

下記（５）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役等に付与された改定後確定ポイント数に改定前確定ポイント数を加算します（以下、「改定後確定ポイント数」と「改定前確定ポイント数」を合わせて「確定ポイント数」といいます。）。

（５）当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（４）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任時に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、役員株式給付規程に規定する事項が生じた場合、取締役会の決議に基づき、付与済みのポイントの一部または全部を没収することがあります。また、給付を受けた取締役等であっても、役員株式給付規程に規定する事項が生じた場合、受領した株式および金銭に相当する経済価値の金銭の返還を請求することがあります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(6) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

【後掲】 当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

※下線は主な変更部分を示します。

(I) 基本方針

当社の役員報酬制度は、役員の業績・企業価値向上に対する責任を明確にし、業績・企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを目的とし、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。業績連動報酬は賞与と株式報酬で構成されており、業績・企業価値向上への短期および長期の両面でのインセンティブになります。報酬水準については、客観的指標に基づく売上高および営業利益における同規模企業群をベンチマークと捉え、下限25パーセントを担保した上で、中期経営計画目標値達成時に総額報酬が50～75パーセント相当となるよう、外部の調査会社データを用いて分析・比較した上で決定いたします。

役員報酬の額または算定方法等は「役員報酬規程」として取締役会が定めております。役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を明確にするため、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて報酬額が決定されます。

(II) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

役員毎の役割や職責に応じた「期待」への対価として、役位毎に月例固定額を設定し、毎月支給します。

(Ⅲ) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

業績連動報酬の算定は、全社業績評価およびコミットメント目標(会社として重視する取組みのうち、特に役員当人がコミットする取組みの実施状況)評価で構成され、役位や役割に応じた業績評価構成比率を持って支給額算定を行っております。役位が高くなるほど業績連動報酬の配分を大きく設定し、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求めるものとしております。

(i) 「賞与(短期インセンティブ)」

単年度の業績達成への対価として、全社業績およびコミットメント目標(会社として重視する取組みのうち、特に役員当人がコミットする取組みの実施状況)の目標達成度によって決定し支給します。全社業績評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図る上で、特に業績を重要な決定基準と見ることから連結営業利益としております。なお、当社の企業価値またはブランド価値を毀損するような品質問題、重大事故または不祥事等が発生した場合は、決定した支給額を減額することがあります。

(ii) 「株式報酬(長期インセンティブ)」

中長期の全社業績目標達成への対価として、株主との価値共有を図るため、各事業年度終了後に当社株式の給付株式数を決定します。支給は役員退任時とし、在任中に何らかの不正等があった場合には、減額または支給しないこととします。より株主との価値共有をより高め、企業価値向上への動機づけや株主との連帯を強めるため、各事業年度単位で業績評価を行います。全社業績目標評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図るため、連結営業利益、ROIC、ROE、EPSを採用し、当該4指標のウェイトは均等に25%としております。企業価値向上との連動性を高めるため、連結営業利益の基準業績は110億円、ROICは5.0%、ROEは8%、EPSは260円としております。

(Ⅳ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の構成比は0～73%の変動幅となります。なお、社外取締役および監査役は固定報酬のみの支給であります。

役位	固定報酬 (%)	業績連動報酬(%)	
		賞与	株式報酬
代表取締役社長執行役員	47	19	34
取締役専務執行役員	54	22	24
取締役常務執行役員	56	22	22
社外取締役	100	—	—
監査役	100	—	—

(Ⅴ) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定に関する事項

当社は、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を、報酬諮問委員会における報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて決定しております。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、行動制限の緩和等により個人消費を中心とした社会経済活動の緩やかな回復が見られました。一方でロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う供給面での制約や資源・エネルギー価格の高騰に為替相場の円安進行も重なり、物価上昇が継続するなど依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。このような状況下において、油脂製品の主な原料である大豆や菜種およびパーム油などの購入油も高値水準での推移が続いており、当社は高騰する原料価格に見合った販売価格への改定や成長ドライバーとなる高付加価値品の拡販、継続的なコストダウンを推進いたしました。

以上の結果、売上高2,604億10百万円（前年同期比29.2%増）、営業利益7億34百万円（前年同期は営業損失21百万円）、経常利益14億36百万円（前年同期比140.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9億86百万円（前年同期比49.5%減）となりました。

売上高	2,604億10百万円	前年同期比	29.2%増	↗
営業利益	7億34百万円	前年同期比	—	↗
経常利益	14億36百万円	前年同期比	140.7%増	↗
親会社株主に帰属する当期純利益	9億86百万円	前年同期比	49.5%減	↘

セグメント別の概況

(単位：百万円)

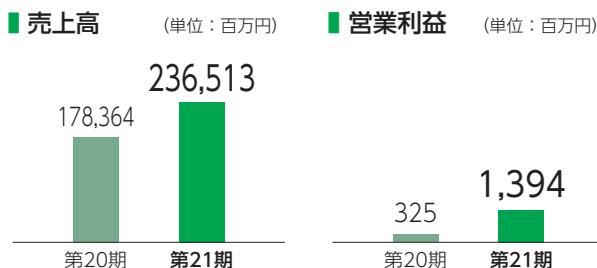
	売上高	前年同期比 (%)	営業利益	前年同期比 (%)
油脂事業	236,513	32.6%増	1,394	328.4%増
スペシャリティーフード事業	22,847	8.1%増	△815	—
その他	1,049	49.0%減	155	43.3%減
合計	260,410	29.2%増	734	—



油脂事業

主要な事業内容

● 家庭用油脂・業務用油脂・ミール



油脂部門につきましては、家庭用汎用油においては、急激な原料コスト上昇に伴う度重なる価格改定による節約志向の高まりや外食の回復等の影響により、販売数量は前年同期を下回ったものの、価格改定により売上高は前年同期を上回りました。家庭用高付加価値品においても、主原料の原料コストが大幅に上昇したため価格改定を実施いたしました。市場価格の上昇に伴い、オリーブオイルは市場が縮小したものの、売上高は前年同期と同程度となりました。環境負荷の低減やお客様の使いやすさが特長である「スマートグリーンパック®」(紙パック製品)のラインナップを拡充し、汎用油から高付加価値油まで幅広いアイテムを展開しました。業務用は、10月以降のインバウンド需要の回復や全国旅行支援など、外食の需要を喚起する動きがあったものの、物価高騰による厳しい経営状況の継続を反映して、油脂価格高騰に伴うお客様の使用日数延長やフライメニュー減少の影響で需要が減退し、販売数量は前年同期をわずかに下回りました。家庭用と同様に、更なる価格改定を実施した結

果、売上高は前年同期を大きく上回りました。市場価格の上昇に伴い、「長徳®」シリーズについては、お客様のコスト負担軽減への貢献とCFP（Carbon Footprint of Products）認証を軸にした店頭でのコミュニケーション（BtoBtoC）を強化したことが奏功し、販売数量は前年同期を大きく上回りました。

油糧部門につきましては、大豆ミールは、搾油量が前年同期を大きく上回ったことから、販売数量は前年同期を大きく上回りました。販売価格はシカゴ相場の上昇と為替相場の大幅な円安進行により前年同期を大きく上回りました。菜種ミールは、搾油量が前年同期を大きく下回ったことから、販売数量は前年同期を大きく下回りました。販売価格は大豆ミール価格の上昇に連動して前年同期を大きく上回りました。

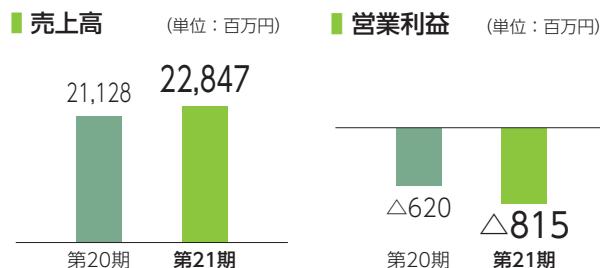
以上の結果、当事業は売上高2,365億13百万円（前年同期比32.6%増）、セグメント利益13億94百万円（前年同期比328.4%増）となりました。



スペシャルティフード事業

主要な事業内容

- マーガリン・粉末油脂・スターチ・ファイン



乳系PBF部門につきましては、家庭用はマーガリンの主原料であるパーム油や大豆油、菜種油など原料相場の高騰や為替相場の円安進行などを受け、価格改定に注力しましたが、マーガリン市場の縮小の影響や価格改定による反動により販売数量は前年同期を大きく下回り、売上高は前年同期をやや下回りました。プラントベース食品「Violife」は2022年3月より全国展開をスタートし、6月にはブランド認知度アップのために関東エリアでテレビCMを実施しました。また秋季新商品としてプラントベースチーズ3商品を発売し、植物性チーズの新たな楽しみ方の創出に努めるとともに、商品ラインナップの見直しを進めました。業務用は行動制限の緩和による人流回復により、土産菓子、外食等の需要に回復傾向が見られましたが、パンの需要は引き続き低迷しており、お客様の油脂使用量の削減や最終製品の容量減もあり販売数量は前年同期を下回りました。家庭用と同様に、価格改定に注力したこ

とにより、売上高は前年同期を上回りました。粉末油脂事業は、販売数量は前年同期を下回りましたが、原料油脂相場の上昇により販売価格が上昇し売上高は前年同期を上回りました。

食品素材部門につきましては、テクスチャーデザインは高付加価値食品用澱粉および工業用澱粉の販売が好調に推移しましたが、鳥インフルエンザの影響で飼料用の出荷は伸びず販売数量は前年と同程度となりました。売上高は、原料とうもろこし相場や、為替相場の影響を受けた製品価格の適正化を推進したため、前年同期を大きく上回りました。前年度第2四半期に上市しました業務用スターチ製品の新ブランド「TXdeSIGN[®] (テクスデザイン)」シリーズにつきましては、専用ホームページの設置など、拡販に向けて提案を強化することで、ターゲット顧客に採用が進みました。ファインはビタミンK2の価格改定の実施などにより、売上高は前年同期をわずかに上回りました。大豆たん白をベースとした大豆シート食品「まめのりさん[®]」の販売は、主要販売先である北米において秋頃より景気に陰りが見え始め、現地流通在庫が増加したため出荷量を調整したことから、販売数量は前年同期を大きく下回りました。一方で、原料価格などの大幅な上昇に伴い価格改定を進めましたが、売上高は前年同期を下回りました。

以上の結果、当事業は売上高228億47百万円（前年同期比8.1%増）、販売価格の改定に努めたものの原料価格の高止まりなどの影響により、セグメント損失8億15百万円（前年同期はセグメント損失6億20百万円）となりました。



その他

主要な事業内容

- 不動産賃貸等

売上高

(単位：百万円)

営業利益

(単位：百万円)



その他の事業につきましては、売上高10億49百万円（前年同期比49.0%減）、セグメント利益1億55百万円（前年同期比43.3%減）となりました。

2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

2022年11月に実施したシンジケーション方式による長期借入5,000百万円をはじめとして、計6,390百万円の長期借入を行いました。

② 設備投資

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は5,060百万円で、主なものは各工場での生産設備の更新・増強工事および本社でのシステム更新・増強工事等であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当事業年度において、該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

当事業年度において、該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当事業年度において、該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当事業年度において、該当事項はありません。

3. 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第18期	第19期	第20期	第21期
		2019年度	2020年度	2021年度	(当連結会計年度) 2022年度
売上高	(百万円)	178,196	164,816	201,551	260,410
営業利益	(百万円)	6,661	6,687	△21	734
経常利益	(百万円)	7,302	7,374	596	1,436
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,203	5,253	1,953	986
1株当たり当期純利益	(円 銭)	158.10	159.62	59.24	29.82
総資産	(百万円)	147,541	156,509	161,700	178,621
純資産	(百万円)	89,683	94,475	94,523	94,263
1株当たり純資産	(円 銭)	2,714.49	2,859.34	2,846.30	2,837.41
自己資本利益率 (ROE)	(%)	5.9	5.7	2.1	1.0

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数（自己株式控除後）によって算出しております。
2. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、各連結会計年度の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産について、これらの株式分割後の数値を記載しております。
3. 第20期の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

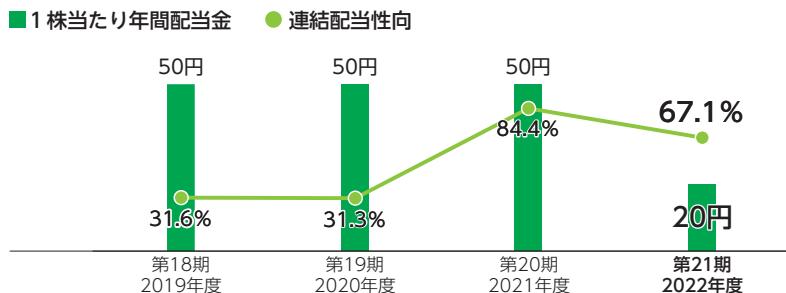
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金配当は、株主の皆さまへの安定した利益還元の維持と、企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保等を勘案し、中間配当および期末配当の年2回行うことを基本的な方針としております。

また、内部留保資金の使途につきましては、収益体質や経営基盤の強化を目指し、企業価値の向上に資する投資資金へと有効に活用していくこととしております。

当期の期末配当は、2023年5月11日開催の取締役会決議により、1株当たり10円とさせていただきます。これにより中間配当額1株当たり10円と合わせて、当期の年間配当額は1株当たり20円となります。

なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2023年6月6日（火曜日）となります。



(注) 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、2020年度以前の年間配当金は、当該株式分割の影響を加味し、遡及して算定しております。

5. 対処すべき課題

企業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症対策の規制が緩和され経済活動も正常化に向かっているものの、地政学的リスクの顕在化、世界的な食糧需要の増加、気候変動、ロシア・ウクライナ情勢、海外からの原料や購入油の調達価格の高騰、為替相場の円安進行、エネルギーコストや物流費の上昇など、不確実性が高まる中、社会課題の解決に貢献していくことが求められております。

このような中、当社は人々の生活に欠かせない生活必需品の食品を扱う企業として、従業員の安全と安心を確保し、新しい生活様式や消費者トレンドを捉えながら、安定供給と消費者のニーズに合う製品の開発に努めてまいります。

当社グループの対処すべき課題は、油脂原料価格の高騰、エネルギーコストの上昇、為替変動、気候変動、また、国内市場における少子高齢化による需要減少に加え、生活者ニーズの多様化などを認識しております。

<第六期中期経営計画の見直し方針>

2021年5月に公表いたしました第六期中期経営計画で掲げた目指すべき姿や主な戦略目標に変更はありませんが、事業環境の大きな変化に耐えうる対応力の高い体制とすべく、事業基盤を強化し、収益を回復していくための期間として、定量目標の達成年度を2年間延長して2026年を最終年度とする中期経営計画の見直しを2022年11月に行いました。また、改めて中長期的な事業環境変化から当社の機会とリスクを特定するとともに、当社の強みに鑑み、以下3点を重点ポイントとして設定いたしました。これらの取組みを達成していくことで、収益性を回復し、成長へとつなげてまいります。

見直し方針①	構造改革	収益基盤の強化 -SCM改革・生産拠点の最適化-
見直し方針②	成長戦略	“低負荷”を強みとした成長ドライバーとなる商品の育成/拡売
見直し方針③	投資戦略	海外や新たな事業領域進出への積極的投資

第六期中期経営計画



中期経営計画達成に向けた対処すべき課題は次の通りです。

<成長戦略>

企業理念に「おいしさ×健康×低負荷」を掲げておりますが、その中でも「低負荷」を差別化された強みとして、製品力強化とコミュニケーション強化の施策を通じ、高付加価値品の拡販を図ります。

油脂事業における家庭用油脂では、環境負荷の低減やお客様の使いやすさを意識した「スマートグリーンパック®」（紙パック製品）を起点に、こめ油や健康などの機能性が付加されている油など、成長しているカテゴリーを中心に展開を図り、業務用油脂では、長持ちする油とその支援サービスを通じた拡販やカーボンフットプリントマーク取得推進による環境を意識した生活者ニーズを取り込んだ製品販売を推進してまいります。

スペシャリティフード事業ではP B F領域において、「Violife（ビオライフ）」をはじめ、乳系・肉系プラントベース食品のラインナップ、他社とのアライアンス等の拡充を図り、ワンストップソリューションを提供することで、伸長する市場を牽引するポジションを目指し、取り組んでまいります。

また、海外を含む新たな事業領域への展開として、伸長市場であるASEANと北米の2地域を重点地域と位置づけており、まずは既存事業であるASEANのマーガリン・ショートニング事業やテクスチャー素材の提供、北米での大豆シート食品やビタミンK2の事業拡大を目指し、取り組んでまいります。

<構造改革>

「SCM（サプライチェーンマネジメント）の改革」と「生産拠点の改革」を掲げ、SCM改革では、製造プロセス・物流プロセスにおける課題を見直し、効率化を実現して、製造コスト・物流コストの削減を図ります。また、スマートファクトリー化を目指し、積極的に省人化・自動化投資を行い、継続したコスト削減を図ります。加えて、2020年度から取り組んできた販売品種の統廃合と削減および在庫水準の最適化を、継続的に行ってまいります。

生産拠点の改革では、中長期の食用油脂の需要減少も見越して、当社が保有する各工場の油脂の製造工程で、稼働率の最大化に向け取り組んでまいります。加えて、海外を含めた生産拠点の最適化を進めてまいります。

<経営基盤強化>

当社の取締役会は様々な経験を有する取締役を配し、独立社外取締役が全体の1/3を占めていますが、取締役会の監督機能を強化するばかりではなく、執行機能とのコミュニケーションを活発化しています。また、サステナビリティに資する施策として、生産拠点を中心とするCO₂削減の取組み、気候変動や調達、DE&I(ダイバーシティ&インクルージョン)の推進を図るとともに、商品開発への取組みを継続して推進してまいります。また、事業リスクに応じたグループガバナンスの強化など各種施策に取り組んでまいります。

6. 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
油脂事業	家庭用油脂、業務用油脂 油糧（大豆ミール、菜種ミール）
スペシャリティフード事業	乳系PBF（マーガリン、プラントベース食品、粉末油脂） 食品素材（スターチ、ビタミンK2、大豆シート食品）
その他	不動産賃貸等

7. 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区明石町8番1号			
支社および支店	東京支社	(東京都中央区)	名古屋支社	(名古屋市中区)
	大阪支社	(大阪市北区)	北海道支店	(札幌市西区)
	東北支店	(仙台市青葉区)	関東信越支店	(群馬県高崎市)
	北陸支店	(石川県金沢市)	中四国支店	(岡山市北区)
	九州支店	(福岡市中央区)		
工場および事業所	千葉工場	(千葉市美浜区)	横浜工場	(横浜市鶴見区)
	静岡事業所	(静岡市清水区)	浅羽工場	(静岡県袋井市)
	神戸工場	(神戸市東灘区)	倉敷工場	(岡山県倉敷市)
	若松工場	(北九州市若松区)		
研究開発・アプリケーション組織	(東京都中央区・横浜市鶴見区・横浜市戸塚区・静岡市清水区・神戸市東灘区)			

(注) 北海道支店は、2023年3月31日をもって廃止し、北海道営業所となりました。

8. 重要な子会社の状況

会社名	本社	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
株式会社J-NIKKAパートナーズ	東京都中央区	20	100	油脂・油糧等の販売および損害保険代理業
株式会社J-パック	横浜市鶴見区	10	100	油脂等の包装

9. 従業員の状況

当社グループの従業員数	前期末比増減
1,330名	31名減

(注) 従業員数は、就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む他、臨時従業員を除く。）であります。

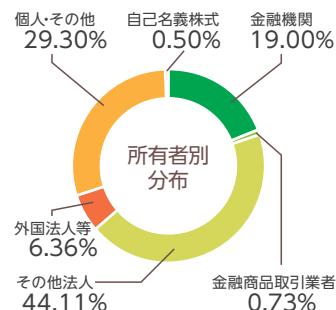
10. 主要な借入先

借入先	借入金残高 百万円
株式会社みずほ銀行	6,430
農林中央金庫	6,250
株式会社三菱UFJ銀行	5,530

(注) 上記の他に、シンジケート・ローンによる計10,000百万円の借入があります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 54,000,000株
2. 発行済株式の総数 33,508,446株
(うち自己株式167,118株)
3. 株 主 数 31,250名
(前年同期比4,201名増)
4. 大 株 主



株 主 名	持 株 数	(持株比率)
	千株	%
味の素株式会社	9,053	(27.16)
三井物産株式会社	4,175	(12.52)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,232	(6.70)
東京海上日動火災保険株式会社	828	(2.49)
J - オイルミルズ取引先持株会	755	(2.27)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	746	(2.24)
農 林 中 央 金 庫	540	(1.62)
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	412	(1.24)
株式会社みずほ銀行	374	(1.12)
三井住友海上火災保険株式会社	294	(0.88)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役に対して、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、退任した取締役2名（社外取締役を除く。）に対し、3,300株交付しております。

6. その他株式に関する重要な事項

特にありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役社長執行役員	佐藤 達也	コーポレート本部長
取締役専務執行役員	上垣内 猛	油脂事業本部長
取締役常務執行役員	松本 英三	生産・技術開発管掌
取締役	佐々木 達哉 社外	味の素株式会社取締役執行役専務ダイバーシティ・人財担当
取締役	遠藤 陽一郎 社外	三井物産株式会社執行役員食料本部長
取締役	石田 友豪 社外 独立	ラザード・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長
取締役	小出 寛子 社外 独立	三菱電機株式会社社外取締役 J. フロント リテイリング株式会社社外取締役 株式会社ニューポート社外取締役
取締役	亀岡 剛 社外 独立	川崎汽船株式会社社外取締役
監査役（常勤）	小松 俊一	
監査役	野崎 晃	野崎法律事務所代表（弁護士） イチカワ株式会社社外取締役
監査役	武藤 章 社外 独立	ギリア株式会社社外監査役
監査役	水谷 英滋 社外 独立	公認会計士水谷英滋事務所（公認会計士） 株式会社大林組社外監査役

- (注) 1. ・社外取締役佐々木達哉氏が取締役執行役専務を務める味の素株式会社は、当社の主要株主であり、また、当社は同社との間で製品販売および原材料仕入の取引があります。
 ・社外取締役遠藤陽一郎氏が執行役員を務める三井物産株式会社は、当社の主要株主であり、また、当社は同社との間で製品販売および原材料仕入の取引があります。
 ・その他の社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 社外取締役石田友豪氏、小出寛子氏、亀岡剛氏および社外監査役武藤章氏、水谷英滋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役水谷英滋氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役八馬史尚氏、服部広氏および社外取締役倉島薫氏、新宅祐太郎氏は、2022年6月27日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2. 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査役会出席回数	主な活動状況 および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐々木 達哉	取締役会 14回/14回	食品事業および会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。
	遠藤 陽一郎	取締役会 17回/18回	海外事業および食品事業に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。
	石田 友豪	取締役会 17回/18回	資本市場および会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。 また、報酬諮問委員会委員長および指名諮問委員会委員を務めております。
	小出 寛子	取締役会 17回/18回	グローバル事業、マーケティングおよび会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。 また、指名諮問委員会委員および報酬諮問委員会委員を務めております。
	亀岡 剛	取締役会 13回/14回	会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。 また、指名諮問委員会委員長および報酬諮問委員会委員を務めております。
社外監査役	武藤 章	取締役会 18回/18回 監査役会 21回/21回	食品事業および会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。
	水谷 英滋	取締役会 18回/18回 監査役会 21回/21回	主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。

(注) 佐々木達哉氏および亀岡剛氏の取締役会出席回数は、2022年6月27日の就任後に開催した取締役会を対象としております。

3. 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

(I) 基本方針

当社の役員報酬制度は、役員の業績・企業価値向上に対する責任を明確にし、業績・企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを目的とし、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。業績連動報酬は賞与と株式報酬で構成されており、業績・企業価値向上への短期および長期の両面でのインセンティブになります。報酬水準については、客観的指標として外部の調査会社データに基づき売上高および営業利益における同規模企業群をターゲットに、下限25パーセンタイルを担保した上で、中期経営計画目標値達成時に総額報酬が50～75パーセンタイル相当となるようベンチマークとしております。

役員報酬の額または算定方法等は「役員報酬規程」として取締役会が定めております。役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を明確にするため、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて報酬額が決定されます。

(II) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

役員毎の役割や職責に応じた「期待」への対価として、役位毎に月例固定額を設定し、毎月支給します。

(III) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

業績連動報酬の算定は、全社業績評価および個人業績評価で構成され、役位や役割に応じた業績評価構成比率を持って支給額算定を行っております。役位が高くなるほど業績連動報酬の配分を大きく設定し、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求めるものとしております。

(i) 「賞与(短期インセンティブ)」

単年度の業績達成への対価として、全社業績および個人業績の目標達成度によって決定し支給します。全社業績評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図る上で、特に業績を重要な決定基準と見ることから連結営業利益としております。当事業年度における連結営業利益は基準値80億円に対し、実績7億円となりました。

(ii) 「株式報酬(長期インセンティブ)」

中長期の全社業績目標達成への対価として、株主との価値共有を図るため、業績評価期間中に在任した役員を対象に、予め定めた業績評価期間終了後に当社株式を給付します。全社業績目標評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図る上で、企業価値評価は株価に現れるとの考えから特にROEに重きを置き、連結営業利益、連結高付加価値品売上高、EPSを加えた構成としております。2021年度から2024年度までの中長期目標におけるこれらの指標の目標値は、連結営業利益110億円・連結高付加価値品売上高770億円・ROE8.0%・EPS260円であり、当事業年度の実績は、連結営業利益7億円・連結高付加価値品売上高649億円・ROE1.0%・EPS29.82円となりました。

(IV) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の構成比は0～65%の変動幅となります。なお、社外取締役および監査役は固定報酬のみの支給であります。

役位	固定報酬(%)	業績連動報酬(%)	
		賞与	株式報酬
代表取締役社長執行役員	47	19	34
取締役専務執行役員	54	22	24
取締役常務執行役員	56	22	22
社外取締役	100	—	—
監査役	100	—	—

(V) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定に関する事項

当社は、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を、報酬諮問委員会における報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて決定しております。

② 取締役等の報酬等の内容が取締役および監査役の個人別の報酬等についての決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、①の決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 役員等の報酬等についての定款の定めまたは株主総会の決議による定めに関する事項

取締役・監査役の報酬については、以下の通り、上限額、および当該上限額の範囲内で個別支給額は取締役会において決定することにつき、株主総会決議により承認を得ております。

支給対象者	取締役	取締役 (社外取締役を除く)	監査役
報酬区分	固定報酬・賞与	株式報酬	固定報酬
株主総会決議	2020年6月25日開催 第18回定時株主総会決議	2021年6月24日開催 第19回定時株主総会決議	2017年6月22日開催 第15回定時株主総会決議
上限額および 株式ポイント数 (年額)	4億5千万円 (うち社外取締役は 5千万円)	4事業年度ごと 17万株式ポイント (評価係数による調整後の 上限は25万5千ポイント)	9千万円 (うち社外監査役は 6千万円)
員数 (株主総会決議 終結時点)	取締役9名 うち社外取締役5名	取締役9名 うち社外取締役5名	監査役4名 うち社外監査役2名

(注) 取締役に付与される株式ポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

④ 当事業年度にかかる報酬等の額

区分	固定報酬		業績連動報酬				合計
			賞与		株式報酬 (非金銭報酬)		
	員数	金額	員数	金額	員数	金額	
取締役	名	百万円	名	百万円	名	百万円	百万円
	9	144	3	2	3	52	200
(うち社外取締役)	(4)	(37)	(-)	(-)	(-)	(-)	(37)
監査役	4	51	-	-	-	-	51
(うち社外監査役)	(2)	(18)	(-)	(-)	(-)	(-)	(18)

(注) 1. 固定報酬および員数には、2022年6月27日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および社外取締役1名を含んでおります。
 2. 株式報酬の金額は、当事業年度に付与した株式ポイント（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。）を取得価格（平均値）で換算したものであります。
 3. 社外取締役3名（2022年6月27日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名含む）は無報酬のため含まれておりません。

4. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項ならびに当社定款の規定に基づき、当社は、社外取締役佐々木達哉氏、遠藤陽一郎氏、石田友豪氏、小出寛子氏、亀岡剛氏ならびに社外監査役武藤章氏、水谷英滋氏および監査役小松俊一氏、野崎晃氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等は、填補対象外としております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および当社の国内子会社等の取締役、監査役および執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の監査業務に係る報酬等の額
65百万円

(注) 1. 監査役会は、当事業年度の報酬等の額について、前事業年度における監査業務の遂行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等につき確認・検討した結果、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
65百万円

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。また、監査役会は、会計監査人の適格性や信頼性に影響を及ぼす事由の発生により適正な監査が期待できないと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第20期 (2022年3月31日現在)	第21期 (2023年3月31日現在)	増減金額	科 目	(ご参考) 第20期 (2022年3月31日現在)	第21期 (2023年3月31日現在)	増減金額
資産の部	161,700	178,621	16,921	負債の部	67,176	84,357	17,180
流動資産	94,196	110,793	16,597	流動負債	40,748	51,527	10,778
現金及び預金	3,579	2,424	△1,154	支払手形及び買掛金	17,057	18,244	1,187
受取手形、売掛金及び契約資産	35,126	44,308	9,182	短期借入金	12,300	20,400	8,100
商品及び製品	20,918	25,562	4,644	1年内返済予定の長期借入金	490	—	△490
原材料及び貯蔵品	29,979	35,334	5,354	未払法人税等	210	343	132
その他	4,592	3,163	△1,429	未払消費税等	26	846	819
				賞与引当金	925	925	0
				役員賞与引当金	—	8	8
				役員株式給付引当金	11	—	△11
				その他	9,727	10,758	1,030
固定資産	67,466	67,797	331	固定負債	26,427	32,829	6,402
有形固定資産	51,502	51,052	△449	社債	12,000	12,000	—
建物及び構築物	12,193	11,821	△371	長期借入金	5,850	12,240	6,390
機械装置及び運搬具	17,117	17,454	336	リース債務	1,256	1,088	△168
土地	18,619	18,614	△5	繰延税金負債	1,600	1,832	232
リース資産	1,465	1,293	△172	役員株式給付引当金	38	121	82
建設仮勘定	1,294	1,011	△282	環境対策引当金	70	44	△25
その他	811	857	46	退職給付に係る負債	3,340	3,280	△60
無形固定資産	2,667	3,092	424	長期預り敷金保証金	2,128	2,197	68
				その他	143	25	△117
投資その他の資産	13,295	13,652	356	純資産の部	94,523	94,263	△259
投資有価証券	11,461	11,843	381	株主資本	89,958	89,785	△172
退職給付に係る資産	1,114	1,162	48	資本金	10,000	10,000	—
繰延税金資産	182	150	△32	資本剰余金	31,633	31,633	—
その他	658	615	△43	利益剰余金	49,137	48,956	△180
貸倒引当金	△121	△118	2	自己株式	△812	△804	8
				その他の包括利益累計額	4,175	4,064	△110
繰延資産	37	30	△7	その他有価証券評価差額金	3,543	3,857	313
社債発行費	37	30	△7	繰延ヘッジ損益	369	△136	△506
				為替換算調整勘定	230	331	101
				退職給付に係る調整累計額	31	12	△19
				非支配株主持分	390	413	23
資産合計	161,700	178,621	16,921	負債及び純資産合計	161,700	178,621	16,921

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第20期	第21期	増減金額
	(自2021年4月1日 至2022年3月31日)	(自2022年4月1日 至2023年3月31日)	
売上高	201,551	260,410	58,859
売上原価	175,360	232,640	57,279
売上総利益	26,190	27,770	1,579
販売費及び一般管理費	26,212	27,035	823
営業利益又は営業損失 (△)	△21	734	755
営業外収益	829	999	169
受取利息	0	0	0
受取配当金	461	667	205
持分法による投資利益	206	124	△81
受取賃貸料	37	24	△13
雑収入	123	181	57
営業外費用	211	297	85
支払利息	94	150	55
支払手数料	38	109	71
減価償却費	19	—	△19
雑支出	59	37	△21
経常利益	596	1,436	839
特別利益	3,093	856	△2,236
固定資産売却益	778	542	△235
投資有価証券売却益	1,328	212	△1,116
関係会社株式売却益	601	—	△601
受取損害賠償金	—	102	102
資産除去債務戻入益	385	—	△385
特別損失	1,057	536	△521
固定資産売却損	—	0	0
固定資産除却損	325	433	107
減損損失	696	20	△675
投資有価証券評価損	—	0	0
リース解約損	1	1	△0
災害による損失	—	80	80
損害賠償金	34	—	△34
税金等調整前当期純利益	2,632	1,756	△875
法人税、住民税及び事業税	747	394	△353
法人税等調整額	△59	369	428
当期純利益	1,943	992	△950
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△9	6	16
親会社株主に帰属する当期純利益	1,953	986	△967

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第20期 (2022年3月31日現在)	第21期 (2023年3月31日現在)	増減金額	科 目	(ご参考) 第20期 (2022年3月31日現在)	第21期 (2023年3月31日現在)	増減金額
資産の部	158,081	174,916	16,834	負債の部	67,719	85,351	17,632
流動資産	93,300	110,203	16,903	流動負債	42,146	53,356	11,209
現金及び預金	2,858	1,717	△1,140	買掛金	16,755	17,966	1,210
受取手形	466	509	43	短期借入金	12,300	20,400	8,100
売掛金	34,503	43,991	9,488	1年内返済予定の長期借入金	490	—	△490
商品及び製品	20,818	25,414	4,595	リース債務	201	198	△3
原材料及び貯蔵品	29,960	35,317	5,357	未払金	2,490	2,556	65
前払費用	376	248	△127	設備関係未払金	2,757	3,214	457
その他	4,316	3,004	△1,312	未払費用	2,198	2,325	126
				返金負債	1,692	1,896	204
				未払法人税等	180	300	119
				未払消費税等	—	803	803
				前受金	6	4	△2
固定資産	64,743	64,682	△61	預り金	2,172	2,574	402
有形固定資産	49,416	48,642	△773	賞与引当金	828	839	11
建物	7,599	7,335	△264	役員賞与引当金	—	2	2
構築物	4,507	4,403	△104	役員株式給付引当金	11	—	△11
機械及び装置	16,945	17,283	338	その他	60	273	213
車両運搬具	1	1	△0				
工具、器具及び備品	807	848	40	固定負債	25,572	31,994	6,422
土地	16,813	16,477	△335	社債	12,000	12,000	—
リース資産	1,446	1,281	△164	長期借入金	5,850	12,240	6,390
建設仮勘定	1,294	1,011	△282	リース債務	1,244	1,082	△161
無形固定資産	2,626	3,060	434	繰延税金負債	1,489	1,670	181
ソフトウェア	2,620	3,055	434	役員株式給付引当金	38	121	82
施設利用権	5	5	—	環境対策引当金	70	44	△25
				退職給付引当金	3,150	3,181	31
				資産除去債務	50	9	△40
				長期預り敷金保証金	1,586	1,628	42
				長期未払金	92	15	△76
投資その他の資産	12,701	12,979	277	純資産の部	90,362	89,565	△797
投資有価証券	7,990	8,169	179	株主資本	86,449	85,859	△589
関係会社株式	3,082	3,082	—	資本金	10,000	10,000	—
出資金	5	5	—	資本剰余金	43,717	43,717	—
長期前払費用	27	24	△2	資本準備金	32,393	32,393	—
その他	1,716	1,815	98	その他資本剰余金	11,324	11,324	—
貸倒引当金	△121	△118	2	利益剰余金	33,542	32,945	△597
				利益準備金	2	2	—
				その他利益剰余金	33,540	32,942	△597
繰延資産	37	30	△7	固定資産圧縮積立金	149	129	△20
社債発行費	37	30	△7	繰越利益剰余金	33,391	32,813	△577
				自己株式	△811	△803	8
				評価・換算差額等	3,913	3,705	△207
				その他有価証券評価差額金	3,543	3,842	299
				繰延ヘッジ損益	369	△136	△506
資産合計	158,081	174,916	16,834	負債及び純資産合計	158,081	174,916	16,834

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第20期	第21期	増減金額
	(自2021年4月1日 至2022年3月31日)	(自2022年4月1日 至2023年3月31日)	
売上高	197,693	257,002	59,309
売上原価	172,631	230,358	57,726
売上総利益	25,061	26,644	1,582
販売費及び一般管理費	25,211	26,134	923
営業利益又は営業損失 (△)	△149	509	659
営業外収益	3,028	988	△2,040
受取利息	0	0	△0
受取配当金	2,879	779	△2,100
雑収入	149	208	59
営業外費用	191	305	114
支払利息	53	109	55
社債利息	44	44	－
支払手数料	38	109	71
雑支出	55	43	△12
経常利益	2,687	1,191	△1,495
特別利益	5,105	524	△4,581
固定資産売却益	936	211	△724
投資有価証券売却益	418	210	△208
関係会社株式売却益	3,365	－	△3,365
受取損害賠償金	－	102	102
資産除去債務戻入益	385	－	△385
特別損失	1,033	536	△496
固定資産除却損	325	433	107
固定資産売却損	－	0	0
減損損失	672	20	△651
投資有価証券評価損	－	0	0
リース解約損	1	1	△0
災害による損失	－	80	80
損害賠償金	34	－	△34
税引前当期純利益	6,760	1,180	△5,580
法人税、住民税及び事業税	395	333	△62
法人税等調整額	471	278	△193
当期純利益	5,893	569	△5,324

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役からその活動状況、活動結果の報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、経営リスク委員会、サステナビリティ委員会等重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか取締役、事業本部長、その他の執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な会議議事録および稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社、工場、研究所、支社・支店等主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 子会社および主な関連会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じ事業の状況や職務の執行状況についての報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、監査部と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤ 財務報告に係る内部統制については、取締役および監査部、EY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点に於いて開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等およびE Y新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社J-オイルミルズ 監査役会

常勤監査役 小 松 俊 一 ㊟

監 査 役 野 崎 晃 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 武 藤 章 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 水 谷 英 滋 ㊟

以 上

株主メモ

■ 株式についてのご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日
配当金受領株主 確定日	期末：3月31日／中間：9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
ご連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.j-oil.com/ir/stock_information/announcement.html （ただし、電子公告 によることができない事故、その他のやむを得ない事 由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

株式に関するお問い合わせ先

当社株式を証券会社等の口座 にお預けの場合

お取引の証券会社等にお問い合わせ
合わせください。

当社株式を証券会社等の口座に お預けでない場合（特別口座）

三菱UFJ信託銀行株式会社
（特別口座管理機関）にお問い
合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

 **0120-232-711**

マイナンバー制度に関するお手続きについて

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きで必要となります。
このため、株主さまからお取引の証券会社等へマイナンバーのお届出をお願いいたします。

当社株式を証券会社等の口座に お預けの場合

お取引の証券会社等へ
お問い合わせください。

当社株式を証券会社等の口座に お預けでない場合（特別口座）

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部へ
お問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

開催場所

東京都港区六本木6丁目10番3号 電話 03-4333-1234 (代表)
グランド ハイアット 東京 2階 コリアンダー

最寄駅

地下鉄「六本木駅」

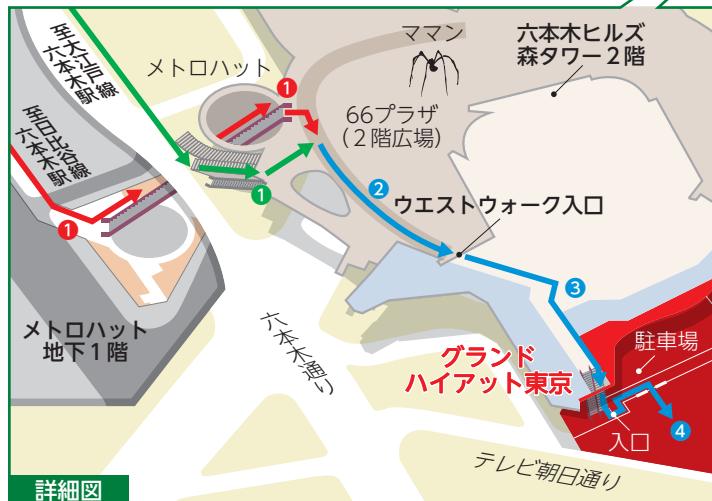
○東京メトロ日比谷線

1c番出口より六本木ヒルズ
方面 徒歩6分

○都営地下鉄大江戸線

3番出口より六本木ヒルズ
方面 徒歩8分

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



東京メトロ日比谷線「六本木駅」からお越しの場合

- 1c番出口を直進、メトロハット内のエスカレーターで上へ。
- 右手の屋根付遊歩道を進み、ウエストウォーク入口（自動扉）へ。
- 数メートル先右手にある「グランドハイアット東京」方面（細い通り）へ進み、突き当たりのエスカレーターで下へ。
- 左手のグランドハイアット東京入口から駐車場脇の通路を通して、右手の入口に入り、正面のエスカレーターで2階「コリアンダー」へ。

都営地下鉄大江戸線「六本木駅」からお越しの場合

- 3番出口から六本木通りに出て、左方向（六本木ヒルズ方面）に5分ほど進み、メトロハット右横にある階段で上へ。以降は東京メトロ日比谷線「六本木駅」からの道順②以降の要領でお進みください。

・ご来場の株主さまへのお土産のご提供はございません。

